

一般名処方運用Q&A （事前アンケートをもとにQ&Aを作成しています）

① 一般名対象薬剤に関して

当院の一般名処方対象薬剤は、厚生労働省から発表されています一般名マスタに準じています
今後、基礎的医薬品などに扱いが変わり一般名処方マスタで加算対処外になっても、特段の支障がない限り一般名で処方いたします

厚生労働省の一般名マスタには、長期収載品における選定療養対象薬剤が含まれています。
そのため、厚生労働省の一般名マスタに記載がある薬剤は原則、長期収載品の選定療養の指示は致しません

② 長期収載品における選定療養の説明に関して

一般名処方開始後、当院から患者様に長期収載品における選定療養費の説明は原則いたしません。
一般名で記載された処方箋を調剤する薬局様は、**患者様と長期収載品における選定療養費の説明、後発品の在庫状況などを説明し患者様が納得したうえで調剤をお願いいたします**

③ 一般名処方対象薬剤の処方方法

現在の電子カルテ（富士通GX）では一般名で処方を直接入力できません。そのため、現在の**採用薬のマスタを使用し対象の薬剤を院外処方した際に自動的に一般名に変換**する仕様となっております。



※一般名で処方するための一般名マスタを持っていないことをご了承下さい。

※後発品変更不可指示がある場合は、一般名に変更せず当院採用薬で処方致します

④ 一般名処方対象薬剤における選定療養の指示に関して

既に記載しました通り、当院の一般名処方では当院採用薬マスタを使用し、院外処方箋発行時に対応する薬剤が自動変換する仕様となっております。

また、**採用薬が後発品である場合、長期収載品における選定療養のフラグがつかないため、後発品変更不可（効能の差異）、後発品変更不可（患者希望）などシステムと連動させ入力することはできません。**

そのため一般名処方対象薬剤で先発品で調剤をお願いしたい場合下記のような対応になります

（⑤先発品での調剤指示に関して参照）

⑤ 先発品での調剤指示に関して

先述致しました通り、当院の採用薬マスタには、一般名で処方するための一般名マスタはございません。当院採用薬マスタを用い、厚生労働省の一般名マスタに記載されている薬剤を院外処方箋発行時に自動変換しています。

しかし外来診察時には、『当院採用薬でアレルギーが出てしまったが同成分の薬剤を使いたい場合』、『ガイドラインなどで先発品がすすめられている』など先発品を必要とする場合があります。また、先発品と後発品での適応違いで先発品が必要となる場合、患者希望で先発品を処方する場合があります。その場合、以下のように処方致しますのでご了承ください

一例1ー 当院の採用薬で先発品が採用されている場合

Rp1	アダラートCR20mg 後発品への変更不可 1日1回 朝食後 10日分 効能差異のため先発品で調剤してください →先発品での処方依頼と解釈してください	1錠 ←先発品での処方 ←後発品変更不可指示 ←先発品の理由
-----	---	--------------------------------------

※後発品変更不可指示がついているため、一般名に変換されず当院採用薬（先発品）で処方されます

※後発品変更不可指示がついているため、処方箋左端の変更不可（医療上必要）に☑が付きます。この場合は問題ないですが、基本的に処方箋の文言を優先してください

一例2ー 当院の採用薬で後発品のみ採用されている場合

Rp1	ロキソプロフェンナトリウム60mg「EMEC」 後発品への変更不可 1日1回 朝食後 10日分 副作用のため先発品で調剤してください →先発品での処方依頼と解釈してください	1錠 ←後発品での処方 ←後発品変更不可指示 ←先発品の理由
-----	--	--------------------------------------

※後発品変更不可指示がついているため、一般名に変換されず当院採用薬（後発品）で処方されます

※後発品変更不可指示があるため、処方箋左端の変更不可（医療上必要）に☑がつきますが処方箋のコメントを優先してください。
（詳細は⑥長期収載品における選定療養の指示チェック欄を参照）

一例3ー 当院の採用薬で後発品のみ採用されていて患者希望で先発品を処方したい場合

Rp1	ロラゼパム錠0.5mg「サワイ」 後発品への変更不可 1日1回 朝食後 10日分 患者希望のため先発品で調剤してください →先発品での処方依頼と解釈してください
-----	--

※後発品変更不可指示がついているため、一般名に変換されず当院採用薬（後発品）で処方されます

※後発品変更不可指示があるため、処方箋左端の変更不可（医療上必要）に☑がつきますが処方箋のコメントを優先してください。
（詳細は⑥長期収載品における選定療養の指示チェック欄を参照）

⑥ 長期収載品における選定療養の指示チェック欄に関して（処方箋左端の☐ボックス）

再三記載している通り、一般名マスタを持たず採用薬から一般名へ自動変換を行っているため理想的な処方箋にはなりません。

変更不可（医療上）におけるチェック☐は、あくまで長期収載品に対する指示とご理解下さい。

当院採用薬が後発品でやむを得ず先発品で調剤をお願いする場合（⑤先発品での調剤指示など）、後発品変更不可指示を入れるため処方箋左のチェック欄 変更不可（医療上）にチェックがついてしまいます。医療上の文言が処方箋として矛盾が生じるのが理解していますが、これが当院の電子カルテの限界とご理解ください

⑦ 薬剤変更に伴う情報提供に関して

一般名処方、先発品、後発品のいずれかで調剤する旨の指示を示しています。

そのため、調剤時は患者様と相談し、後発品、もしくは先発品で調剤を行うことになると思います。患者様と相談の結果を医師へ連絡するのが基本ですが、当院では調剤結果を次回外来に活かすすべが見つかりません。そのため処方箋上に特段の記載がない限り、後発品銘柄の連絡、先発品で調剤した旨の連絡は不要と致します

⑧ 後発品での銘柄指定に関して

当院の電子カルテの仕様では後発品の銘柄指定はできません。しかし患者様によっては後発品の●●メーカーで不調 後発品の△△メーカーを希望という場合もあると思います。このような場合は、下記の記載を行い院外処方箋を発行致します

後発品変更不可指示を付け、コメント理由を記載

センノシド 12mg 「★★メーカー」

後発品への変更不可

1日1回 朝食後 10日分

後発品の●●メーカーで不調 後発品の★★メーカーを希望

※後発品変更不可指示があるため、処方箋左端の変更不可（医療上必要）に☐がつきますが処方箋のコメントを優先してください。

（詳細は⑥長期収載品における選定療養の指示チェック欄を参照）

後発品変更不可指示を付けず一般名処方 後発品メーカーを指定

【般】センノシド 12mg

1日1回 朝食後 10日分

後発品の●●メーカーで不調 後発品の★★メーカーを希望

※後発品変更不可指示がない為、院外処方箋では一般名で処方されます。一般名での処方の為、長期収載品における選定療養の指示は入りません。原則は、後発品変更不可指示を入れ当院採用薬で処方していますが、おそらくこのパターンの処方も発生すると思います。この場合、後発品の★★メーカーでの調剤を希望と解釈してください

⑨ 一般名処方の修正に関して

一般名処方の処方箋を受け取った場合、基本的には調剤薬局様で長期収載品における選定療養の説明、後発品の在庫状況踏まえ患者様と相談の上調剤をお願いします。 一般名処方開始にあたり、前回処方歴は可能な限り修正はしていますが、**完全に修正することは困難です。**

前回の処方から一般名に変換されたことで、処方箋の文言の削除依頼、追加依頼など急を要さない処方修正を一定期間当院薬剤部を窓口にしようと思います。（窓口終了日は未定）

（例：以前疑義照会を行い体調不良に伴い先発品での調剤をすることになった。今回患者希望で処方となっているため文言を修正してほしい）

修正依頼は、**患者情報フィードバック用紙に修正依頼内容、その根拠を記載してFAX（0125-54-2356）**をお願いします。**返信は原則当日中**をお願いします。日数が空くとカルテにロックがかかり修正ができなくなります

ただし、処方内容に関する情報、用法、用量などは通常通り疑義照会をお願いします

※なお、一般名処方開始にあたり疑問、質問などありましたら薬剤部 横山 吉田までご連絡下さい